

議案第10号

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

平成30年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与の特例に関する条例（平成28年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「4級」を「5級」に、「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日」に、「給与条例第4条及び附則第18項第1号並びに岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年岩倉市条例第11号）附則第3項」を「給与条例第4条」に、「これらの」を「同条の」に、「得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を「得た額」に改める。

第2条中「給与条例第13条の2及び附則第18項第2号」を「給与条例第13条の2」に、「これらの」を「同条の」に改める。

別表4級及び5級の項中「4級及び5級」を「5級」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。